

令和2年度のインターネット利用等実態調査は、児童生徒を対象に、**8月31日**に実施する予定ですが、フィルタリングの設定に関する設問では、保護者の皆様の御協力が必要です。以下に設問を示しますので、アンケート実施の際に子どもさんが設定状況を回答できるよう、必ず事前に家庭で御確認をお願いします。その上で、フィルタリングの設定状況を子どもさんに伝えておいてください。

フィルタリングに関する設問（子どもさんが回答します）

あなたが持っている携帯電話（スマートフォンも含む）は、有害サイトなどへのアクセスを防ぐ「フィルタリング」の設定をしていますか。次の中から一つだけ○をしてください。

①（ ） **フィルタリングを設定している。**

②（ ） **フィルタリングを設定していない。**

フィルタリング設定をしていない場合、この用紙と同時に配布している「保護者の皆様へのお願い」をお読みいただき、速やかにフィルタリングを設定してください。

③（ ） **フィルタリングを設定しているかわからない。**

フィルタリングを設定しているか分からない方は、子どもさんの携帯電話を確認するか、契約先の電話会社にフィルタリングの状況を確認してください。

※ フィルタリングとは、子どもをトラブルから守るために、有害サイトやアプリを制限して、安全にインターネットを利用するためのサービスや機能です。

【参考1】青少年インターネット環境整備法（抜粋）

（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律）
（平成20年6月18日法律第79号：平成30年2月1日改正）

第6条（保護者の責務）

保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。

- 2 保護者は、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意するものとする。

第17条（インターネット接続役務提供事業の義務）

インターネット接続役務提供事業者は、インターネット接続役務の提供を受ける者から求められたときは、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りではない。

【参考2】鹿児島県青少年保護育成条例（抜粋）

（昭和36年12月22日条例第65号：平成31年3月22日改正）

第26条（青少年のインターネット利用環境の整備）

保護者は、フィルタリングソフトウェア又はフィルタリングサービスの利用その他の方法により、その保護監督する青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

第26条の2（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の書面交付義務等）

携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約を締結する場合において、当該契約の相手方が青少年である場合にあつては当該青少年に対して、当該契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であり、かつ、当該契約の相手方が青少年の保護者である場合にあつては当該保護者に対して、青少年インターネット環境整備法第14の規定により、同条各号に掲げる事項を説明するときは、併せて、これらの事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 2 保護者は、青少年インターネット環境整備法第15条ただし書の規定によりフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、当該青少年が就労しており、フィルタリングサービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由及び当該保護者の氏名その他の規則で定める事項を記載した書面を、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に提出しなければならない。